○農林水産省告示第千七百六十八号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第二項の規定に基づき、平成十六年四月一日農林水産省告示第八百九十一号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

第三号ハ中「及び法第六条第一項に規定する基本構想において、同条第二項第五号イの遊休農地となるおそれがある農地とされた農地並びにその他現に耕作の目的に供されている農地であって、所有者等の状況や地域の実態によって今後耕作の目的に供されなくなるおそれがあると市町村長」を「並びに農地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「農地所有者等」という。）の申告に加え、農業経営の状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、農地の生産性等を総合的に勘案して、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして都道府県知事」に改め、同号ハに次のように加える。

㈠　現に耕作の目的に供されていない農地であって、新たな農地所有者等によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響の防止等の観点から管理が行われている農地

㈡　現に耕作の目的に供されている農地であって、事業採択時において、事業完了年度の翌年度までに農地所有者等により耕作されなくなると見込まれる農地であり、かつ、新たな農地所有者等により耕作されないと見込まれる農地

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字川又三八九三、字田野々五九九八、西祖谷山村有瀬六九二、三好郡東みよし町東山字柳沢三二六の二の六〇、三二七の二の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川又三八九三、字田野々五九九八、西祖谷山村有瀬六九二・字柳沢三二六の二の六〇・三二七の二の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町鬼籠野字黒河一二四の二八、一三五から一三七まで、一三九の一、一四〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒河一二四の二八（次の図に示す部分に限る。）、一三五、一三六・一三七・一三九の一・一四〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭名字かうかぎ一、字蔭山一の一、一の五、掛盤字加州上エ三一の一、三一の三、木頭助字日浦二〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字かうかぎ一・字蔭山一の一・一の五・字加州上エ三一の一・三一の三・字日浦二〇八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字大明地一〇五、一〇六、一一〇、一一三から一二五まで、一二七、一四〇の三、一四〇の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町坂州字甫佐礼二七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甫佐礼二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）